

会議案第 2 号

平成 2 0 年 5 月 2 6 日

白老町議会

議長 堀 部 登志雄 様

提 出 者

白老町議会議員 山 本 浩 平

賛 成 者

白老町議会議員 大 淵 紀 夫

白老町議会議員 近 藤 守

白老町議会議員 氏 家 裕 治

白老町議会の定例会の回数を定める条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 の規定により提出します。

白老町議会の定例会の回数を定める条例

白老町議会の定例会の回数を定める条例（昭和39年条例第31号）の全部を改正する。

白老町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

議案説明

白老町議会の定例会の回数を定める条例の制定について

議会は、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っており、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

このような中で、白老町議会は、議会に求められている役割・機能の更なる充実・強化を図るため、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を通年とする「通年議会制」を実施するため、本条例の全部を改正するものである。